

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-17
処分の種類	組合の解散命令			
根拠法令条例等・条項	水産業協同組合法第124条の2第1項			
処分の概要	水産業協同組合の解散命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】水産業協同組合法 (行政庁による解散命令) 第二百二十四条の二 左の場合には、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる。 一 組合が法律の規定に基づいて行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。 二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。 三 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。 四 漁業生産組合が第八十条、第八十一条又は第八十二条第二項の規定に違反するとき。</p>			
基準の制定根拠	—			